



岩田合同法律事務所

監修：弁護士 [青木 晋治](#)

文責：弁護士 [原澤 翔多](#)

## 【決定要旨】

債権譲渡の対象が労働者の使用者に対する貸金債権であり、譲受人は、自ら使用者に対して支払を求めることは許されず、実際には債権を買い戻させることなどにより労働者から資金を回収するほかなく、労働者は、事実上自ら債権を買い戻さざるを得なかったなどの判示の事情の下では、譲受人から労働者に対する金銭の交付は、形式的には、債権譲渡の対価としてされたものであり、使用者の不払の危険を譲受人が負担するとされていたとしても、貸金業法2条1項と出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律5条3項にいう「貸付け」に当たる。

## 【事案の概要等】

### 1 事案の概要

本件は、東京都内に事務所を設け、株式会社Aの名称で、「給料ファクタリング」と称する取引を行っていた被告人が、(1)東京都知事の登録を受けないで、業として、令和2年3月13日から同年7月27日までの間、969回にわたり、合計504名の顧客に対し、口座に振込送金する方法により、貸付名目額合計2790万9500円(実交付額合計2734万2120円)を貸し付け、もって登録を受けないで貸金業を営んだという貸金業法違反(同法47条2号、11条1項、3条1項)、(2)業として金銭の貸付けを行うに当たり、同年3月31日から同年8月4日までの間、33回にわたり、前記株式会社A名義の普通預金口座に振込送金で受け取る方法により、前記顧客のうち8名から、法定の1日当たり0.3パーセントの割合による利息合計11万8074円を101万7816円を超える合計113万5890円の利息を受領したという出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律(以下「出資法」という。)違反(同法5条3項後段)から成る事案である。

## 2 事実関係の概要

- (1) 被告人が、「給料ファクタリング」と称して、顧客との間で行っていた取引（以下「本件取引」という。）は、被告人が、労働者である顧客から、その使用者に対する賃金債権の一部を、額面額から4割程度割り引いた額で譲り受け、同額の金銭を顧客に交付するというものであった。
- (2) 本件取引では、契約上、使用者の不払の危険は被告人が負担するとされていたが、希望する顧客は譲渡した賃金債権を買戻し日に額面額で買い戻すことができること、被告人が、使用者に対する債権譲渡通知の委任を受けてその内容と時期を決定すること、顧客が買戻しを希望しない場合には使用者に債権譲渡通知をするが、顧客が希望する場合には買戻し日まで債権譲渡通知を留保することが定められていた。
- (3) そして、全ての顧客との間で、買戻し日が定められ、債権譲渡通知が留保されていた。

### 【取り上げる主な論点】

「給料ファクタリング」と称する本件取引における金銭の交付が、貸金業法2条1項と出資法5条3項にいう「貸付け」に当たるか否か。

### 【本決定の要旨】

- 1 本件取引で譲渡されたのは賃金債権であるところ、労働基準法24条1項の趣旨に徴すれば、労働者が賃金の支払を受ける前に賃金債権を他に譲渡した場合においても、その支払についてはなお同項が適用され、使用者は直接労働者に対して賃金を支払わなければならない、その賃金債権の譲受人は、自ら使用者に対してその支払を求めることは許されない（最高裁昭和40年（オ）第527号同43年3月12日第三小法廷判決・民集22巻3号562頁参照）ことから、被告人は、実際には、債権を買い戻させることなどにより顧客から資金を回収するほかなかった（事情①）ものと認められる。
- 2 また、顧客は、賃金債権の譲渡を使用者に知られることのないよう、債権譲渡通知の留保を希望していたものであり、使用者に対する債権譲渡通知を避けるため、事実上、自ら債権を買い戻さざるを得なかった（事情②）ものと認められる。
- 3 そうすると、本件取引に基づく金銭の交付は、それが、形式的には、債権譲渡の対価としてされたものであり（事情③）、また、使用者の不払の危険は被告人が負担するとされていたとしても（事情④）、実質的には、被告人と顧客の二者間における、返済合意がある金銭の交付と同様の機能を有するものと認められる。
- 4 このような事情の下では、本件取引に基づく金銭の交付は、貸金業法2条1項と出資法5条3項にいう「貸付け」に当たる。

## 【解説】

### 1 給与ファクタリングの概要

#### (1) ファクタリング取引の概要

一般に「ファクタリング」とは、事業者が保有している売掛債権等を期日前に一定の手数料を徴収して買い取るサービス（事業者の資金調達の一手段）であり、法的には債権の売買（債権譲渡）契約と解される<sup>1</sup>。ファクタリング取引は、ファクタリング事業者が買取債権の弁済期前に買取代金を支払うことにより顧客に対し資金を供与する金融機能を有する。

#### (2) 給与ファクタリングの特徴

ファクタリング取引は、主に中小企業の資金調達的手段として利用されるサービスであるが、給与ファクタリングと称してファクタリング事業者が個人である労働者から給与債権を買い取るサービスが存在する。給与ファクタリングは、コロナ禍で生活に困窮した労働者間で増加したが、給与債権の額面額に比して買取価格が著しく低い場合がしばしばであり、年利に換算すると数百～千数百%にも相当する高額な手数料を徴収するヤミ金の一種として社会問題となっていた<sup>2</sup>。

### 2 貸金業法2条1項と出資法5条3項における「貸付け」

貸金業法2条1項本文は、「貸金業」とは、金銭の貸付け又は金銭の貸借の媒介(手形の割引、売渡担保その他これらに類する方法によってする金銭の交付又は当該方法によってする金銭の授受の媒介を含む。以下これらを総称して単に「貸付け」という。)で業として行うものをいうとしており、出資法5条3項の「貸付け」も、同法7条により、手形の割引、売渡担保その他これらに類する方法によってする金銭の交付又は授受が含まれる。ここにいう「貸付け」の典型は金銭消費貸借であると考えられるが、手形の割引や売渡担保の形式は売買であり、その他これらに類する方法を含めて、法的性質としては金銭消費貸借とは異なるものも「貸付け」に該当し得る。そのため、「貸付け」の判断にあたっては、契約の形式や外形のみならず、貸金業者の業務の適切な運営の確保、資金需要者の利益の保護といった貸金業法や出資法の趣旨・目的に照らし、経済的側面や実態を実質的に判断することとなる<sup>3</sup>。

### 3 本決定の分析

本決定は、本件取引に基づく金銭の交付に関して、事情①及び事情②を貸付け該当性を肯定する事情として挙げ、事情③及び事情④があったとしても、実質的には、被告人と顧客の二者間における、返済合意がある金銭の交付と同様の機能を有することが認められるとする。以下、各事情について検討する。

<sup>1</sup> 金融庁、「ファクタリングの利用に関する注意喚起」、<https://www.fsa.go.jp/user/factoring.html>、(2024. 12. 19)。

<sup>2</sup> 金融庁・前掲注1)中の「給与ファクタリングは利用しないでください!」。日本弁護士会連合、「いわゆる『給与ファクタリング』と称するヤミ金融の徹底的な取締りを求める会長声明」(2020年5月22日)、<https://www.nichibenren.or.jp/document/statement/year/2020/200522.html>、(2024. 12. 19)。

<sup>3</sup> 貸金業法2条1項の貸金業の判断について、監督官庁である金融庁も経済的側面や実態に照らして判断している(金融庁「確認の求めに対する回答の内容の公表」(平成30年12月20日)、<https://www.fsa.go.jp/policy/kyousouryokukyouka/grayzone/02.pdf>、(2024. 12. 19))。

## (1) 事情①について

事情①は、労働基準法 24 条 1 項の規定及び昭和 43 年最判から、被告人が給与債権の債務者である使用者に対して直接賃金債権の支払を求めることができず、実際には顧客から資金を回収するほかなかったという事情である。譲渡された債権につき、法律上使用者に直接請求することができず、顧客の一般財産から資金の回収を図るほかないという事情は、譲渡された資産の法的な支配権が完全には譲受人に移転しておらず、債権譲渡が真正譲渡ではなく担保目的であることを推認させる事情といえる。また、顧客から資金を回収することが常に求められるため、賃金債権の譲受人から労働者への金銭の交付だけでなく、賃金債権の譲受人による労働者からの資金の回収を含めた資金移転のシステムが構築されているということができ、給与ファクタリングはスキームとして、経済的に貸付け（金銭の交付と返還の約束）と同様の機能を内包するものといえる<sup>4</sup>。

## (2) 事情②について

事情②は、顧客が債権譲渡通知の留保を希望し、使用者に対する債権譲渡通知を避けるため、事実上、自ら債権を買い戻さざるを得なかったという事情である。労働者は、経済力の格差や指揮命令関係等により、使用者に対して弱い立場にあることからすると、使用者に賃金債権の譲渡が通知されることは労働者にとって不利益であり、顧客は債権譲渡通知の留保を希望して賃金債権の買戻しをせざるを得ない。顧客による買戻しの強制も貸付金の弁済と類似するものとみることができ、返済合意をうかがわせる事情といえる。

## (3) 事情③について

事情③は、本件取引が形式的には、債権譲渡の対価としてされたという事情である。もっとも、前述したとおり、貸金業法 2 条 1 項と出資法 5 条 3 項の「貸付け」の判断は契約の形式や外形にとらわれず実質的に行われるため、本件取引が形式的には債権譲渡の対価としてなされたという事情は、本決定の結論を左右しない。

## (4) 事情④について

事情④は、使用者の不払いの危険は被告人が負担するという事情であり、譲渡債権の経済的リスクがファクタリング事業者に移転していることは、債権譲渡が真正譲渡であることを推認させる事情である。もっとも、賃金は毎月 1 回以上、一定の期日を定めて支払われる(労働基準法 24 条 2 項)ため、賃金債権の譲渡からその弁済期までが通常短期であることや、賃金債権が破産手続においても厚く保護されている(破産法 149 条 1 項、98 条 1 項、民法 308 条、306 条 2 号参照)ことなどから、不払いの危険自体が相当に低く、それが現実化するのとは例外的な場合に限られる<sup>5</sup>。そのため実際には、ファクタリング事業者は賃金債権の経済的リスクを負担しているとはいえないと考えることができる。

## (5) まとめ

本決定は、事情①や事情②のような賃金債権や労働者に固有の事情から、本件取引

<sup>4</sup> 金融庁監督局総務課金融会社室長「金融庁における一般的な法令解釈に係る書面照会手続（回答書）」（令和 2 年 3 月 5 日）、<https://www.fsa.go.jp/common/noact/ippankaitou/kashikin/02b.pdf>、(2024. 12. 19) 参照。

<sup>5</sup> このように指摘するものとして、匿名記事「判批」判タ 1525 号 36 頁以下（2024）38 頁。

について、譲受人が債務者に譲渡債権の弁済を求めることはできず譲渡人から資金を回収する仕組みとなっていることや、譲渡人は事実上買戻しを強制されていることを考慮して、本件取引に基づく金銭の交付は、被告人と顧客の二者間における返済合意がある金銭の交付であると判断し、事情③や事情④は本件取引の実質をみれば当該判断に影響を与えるものではないとするものと考えられる。

#### 4 本決定の射程

##### (1) 事業者ファクタリングとの関係

本決定は、賃金債権の性質や労働者に固有の事情を考慮し、労働者から高利の手数料を収受する本件取引について業法的な観点から判断をしたものであって、その射程は限定的に解すべきであり、事業者ファクタリングに当然に及ぶことはないと思われる<sup>6</sup>。

裁判例をみると、事業者ファクタリングにおいてはファクタリング契約の無効主張が否定された例の方が多<sup>7</sup>。もっとも、無効主張を肯定し利息上限規制を適用した裁判例もあり、その根拠として、①譲渡人と譲受人の間で授受される金額が債権の額面とは無関係に決定されていること、②譲受人が買戻しを行わざるを得ない立場にあったこと、③（債務者の信用力が高いことや表明保証が存在することなどにより）譲受人が譲渡対象債権の回収リスクを負担していないと評価し得ることの3点が挙げられているとまとめることができるとの指摘がある<sup>8</sup>。これらの考慮事情は本決定と重なるものもあり、事業者ファクタリングの「貸付け」該当性を判断する際にも本決定の考慮事情の観点は参考になるものと考えられる。

##### (2) 証券化・流動化との関係

債権譲渡が真正譲渡であるか、債権譲渡担保であるかという問題は、証券化・流動化の局面で法的性質決定の問題として議論がなされてきたところである。真正譲渡性の判断に当たり考慮要素とされるのは、当事者の意図、法的支配権の移転、経済的リスクの移転、被担保債権の存否、対価の相当性、第三者対抗要件の有無等であり<sup>9</sup>、本決定において考慮されたと思われる法的支配権の移転、経済的リスクの移転、第三者対抗要件の有無等は判断基準として整合的といえる<sup>10</sup>。ただし、証券化・流動化では、倒産時に譲渡債権が譲渡人の倒産財産に含まれるか否かが問題となるのに対し、給与ファクタリングの「貸付け」該当性では貸金業・出資法違反が問題となっており、紛争の様相は全く異なるものである<sup>11</sup>。

そのため、本決定によりこれまで蓄積されてきた証券化・流動化の局面で法的性質決定の一般的な議論に直ちに影響を与えるものではないと思われる<sup>12</sup>。

<sup>6</sup> 石田剛「判批」法教 514 号 119 頁（2023）。

<sup>7</sup> 白石大「債権譲渡と利息上限規制—ファクタリングへの適用可能性の検討」都築満雄ほか編『民法・消費者法理論の展開』後藤巻則先生古稀 657 頁（弘文堂、2022）665 頁以下。

<sup>8</sup> 白石・前掲注 7）669 頁。

<sup>9</sup> 匿名記事・前掲注 5）37 頁。

<sup>10</sup> ファクタリング取引の法的性質決定と証券化・流動化の局面における真正譲渡性の判断基準の整合性を指摘するものとして、藤澤治奈「判批（東京地判令和 2 年 9 月 18 日金法 2176 号 68 頁）」法セ増刊速報判例解説 32 号 87 頁以下（2023）90 頁。

<sup>11</sup> 現代民事判例研究会編「民事判例 26 2022 年後期」82 頁以下〔角紀代恵〕（日本評論社、2022）85 頁。

<sup>12</sup> 高松志直「判批」金法 2210 号 68 頁以下（2023）70-71 頁も同旨。

## 5 本決定の意義

本決定は、いわゆる給与ファクタリングに関し、形式的には貸金債権の譲渡の対価としてされた金銭の交付が「貸付け」に当たる事例につき、最高裁が初めて判断を示したものとして先例的価値がある。また、本決定は刑事事件であるが、「貸付け」該当性が肯定されると貸金業法 42 条 1 項により高利（年率 109.5%。一日当たりの場合は 0.3%）を超える取引は無効となる帰結として、譲受人が金銭消費貸借契約に基づき貸付金（給与債権の買取価格が元本に当たり、給与債権の額面額と買取価格の差額が利息に当たると考えられる）の支払を求めることはできなくなり、貸付金元本を不当利得として返還を求める場合であっても、不法原因給付により譲受人は譲渡人に給付した金銭自体を取り戻すこともできなくなるという民事事件における事案解決<sup>13</sup>にも指針を示すものといえる。

### 【監修】



青木 晋治（弁護士）  
Tel: 03-3214-6241  
E-mail: [saoki@iwatagodo.com](mailto:saoki@iwatagodo.com)

慶應義塾大学法科大学院修了、2008 年弁護士登録。  
訴訟・紛争解決、危機管理、ジェネラルコーポレート、  
株主総会対応を得意とする。

### 【文責】



原澤 翔多（弁護士）  
Email: [shota.harasawa@iwatagodo.com](mailto:shota.harasawa@iwatagodo.com)

東京大学法科大学院修了。2022 年弁護士登録。ファイナンス  
トランザクション、金融規制、訴訟対応、コーポレート業務  
など、企業法務を全般的に取り扱う。

<sup>13</sup> 例えば、東京地判令和 3 年 1 月 26 日判時 2527 号 60 頁は、当該事案における給与ファクタリングは実質的には貸金業法 42 条 1 項により契約自体が無効な金銭消費貸借取引であり、債権譲渡契約に基づくファクタリング事業者から労働者に対する金銭支払請求が許されないのみならず、合意自体が強度の違法性を帯びるとして、ファクタリング事業者の顧客に対する金員の交付は不法原因給付となるから不当利得返還請求権の行使も許されないとする。

## 岩田合同法律事務所

1902年（明治35年）、司法大臣や日本弁護士連合会会長を歴任した故・岩田宙造弁護士が「岩田宙造法律事務所」を創立したことに始まる、我が国において最も歴史のある法律事務所の一つです。創立当初より、我が国を代表する企業等の法律顧問として広範な分野で多数の企業法務案件に関与しております。日本人弁護士約100名が所属するほか、日本語対応も可能な中国法弁護士、フランス法弁護士、米国弁護士経験を有する米国人コンサルタント等も所属し、特別顧問として、元金融庁長官中島淳一氏が在籍しております。

〒100-6315 千代田区丸の内二丁目4番1号 丸の内ビルディング 15階  
岩田合同法律事務所 広報： [newsmail@iwatagodo.com](mailto:newsmail@iwatagodo.com)

※本ニュースレターは一般的な情報提供を目的としたものであり、法的アドバイスではありません。また、その性質上、法令の条文や出展を意図的に省略している場合があり、また情報としての網羅性を保証するものではありません。個別具体的な案件については、必ず弁護士にご相談ください。